平成２４年（フ）第１７２０号
大阪市此花区島屋３丁目４番19号明和開発株式会社
債務者　井上　武志
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１７６３号
大阪府東大阪市上石切町１丁目７番36号
債務者　志谷　浩枝
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１７９０号
大阪市西成区萩之茶屋１丁目９番14号三徳寮206号室
債務者　五十川良彦
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１７９９号
大阪市都島区中野町２丁目４番19―316号、前住所大阪市北区山崎町５番10号
債務者　樽岡　志訓
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１８２５号
大阪市住吉区沢之町２―９―17―208、住民票上の住所大阪市住吉区長居東２丁目15番４―602号
債務者　乾　喜代己
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１８５３号
大阪府門真市本町９番10―102号
債務者　村田　充啓
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１９１５号
大阪市西区新町４丁目２番５―603号
債務者　川人　義彦（旧姓石井）
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１９３１号
大阪府守口市大宮通３丁目４番３号、前住所大阪市淀川区新北野１丁目３番４―609号
債務者　金本　秀昭
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２３６７号
大阪市西区南堀江４丁目２番10号　松原ビル２Ｃ
債務者　鴨門　珠実
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２３７４号
大阪府枚方市香里ヶ丘９丁目６番地の１　D13―404
債務者　松田　　通
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２４１１号
大阪市西淀川区御幣島１丁目４番１―803号
債務者　森杉　　彩
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２４７９号
大阪市都島区内代町１丁目２番32―206号
債務者　中村　友則
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２５１７号
大阪府八尾市老原１丁目117番地　エクセレント老原Ｂ―108号、前住所大阪府八尾市恩智北町４丁目471番地の７　岸本美津子方
債務者　平山加奈枝
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２５３１号
大阪府枚方市東香里１丁目24番22号
債務者　堀　　明徳
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２５４７号
大阪府池田市五月丘２丁目５番111―510号
債務者　宮崎　　修
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２６０９号
大阪市住之江区南港中３丁目３番31―606号
債務者　森田　雅美（旧姓七條）
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２６１１号
大阪府豊中市新千里南町２丁目２番25―405号
債務者　三好眞理子
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２６１３号
大阪市東淀川区大道南１丁目19番５号　ラ・宝樹弐番館303号
債務者　藤村　雅洋
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで大阪地方裁判所第６民事部